

令和6年8月1日

港湾空港局総務課

第三セクターの経営情報について

報告対象団体		ひびき灘開発株式会社
会社概要	会社の事業概要	(1) 廃棄物、浚渫土砂等の埋立処分 (2) 土地の造成、管理、分譲及び賃貸 (3) 倉庫等港湾関連施設の建設、管理運営及び賃貸 (4) 臨海地域開発促進に必要な諸施設の建設及び管理運営 (5) 公害防除のための施設の建設及び管理運営公共施設の管理運営
	資本金額	1,365,500 千円
	本市の出資額	670,000 千円
	本市の出資割合	49.1 %
	従業員数	45 人
営業報告の要点		廃棄物処理収入は、4,348,815 千円（前期比+30.8%）となった。 当期の総売上高は、4,538,999 千円（前期比+25.9%）となった。 費用面では、 売上原価の合計は、2,461,620 千円（前期比+19.4%）となった。
収支状況の要点	当期純利益	1,210,930 千円
	前年度との比較	○営業利益は、1,769,863 千円で、 前期比 580,510 千円（+48.8%）の増益となった。 ○経常利益は、1,801,667 千円で、 前期比 600,990 千円（+50.1%）の増益となった。 ○特別損失、42,457 千円が発生した。 ○当期純利益は、1,210,930 千円で、 前期比 220,069 千円（+22.2%）の増益となった。
	その他 (剰余金・欠損金、設備投資、資金調達など)	○当期の設備投資で主なものは次のとおり。 浮棧橋移設・整備工事及び嵩上浸出水集排水設備 ○新規資金調達 なし
繰越利益剰余金		11,502,069 千円
株主総会 (令和6年6月28日開催)	監査報告	会計監査人及び監査役2名が監査を実施した結果、適法かつ正確であった。
	議案	(1) 報告事項 ○第52期（令和5年4月1日～令和6年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件並びに会計監査人及び監査役会の監査結果報告の件 ○会計監査人1名再任に関する件 (2) 決議事項 ○第1号議案 取締役2名辞任につき後任取締役2名選任に関する件 ○第2号議案 監査役3名選任に関する件

(令和6年3月31日現在)

[第52回定時株主総会提供書類]

第52期 報告書

〔自 令和 5年 4月 1日〕
〔至 令和 6年 3月31日〕

事 業 報 告
計 算 書 類

〔貸 借 対 照 表〕
〔損 益 計 算 書〕
〔株 主 資 本 等 変 動 計 算 書〕
〔個 別 注 記 表〕

会計監査人監査報告書謄本
監査役会監査報告書謄本

ひびき灘開発株式会社
代表取締役 古川 義彦

第 5 2 期

事 業 報 告

令和 5年4月 1日から

令和 6年3月31日まで

ひびき灘開発株式会社
代表取締役 古川 義彦

事 業 報 告

自 令和 5年4月 1日
至 令和 6年3月31日

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、個人消費や設備投資は力強さを欠いていたものの、コロナ禍の3年間を乗り越えて改善しつつあり、高水準の賃上げや企業の高い投資意欲など、経済には前向きな動きが見られ、デフレから脱却するチャンスを迎えています。

また、日本銀行北九州支店の金融経済概況においても、北九州地区の経済は回復しており、当社経営に影響を及ぼす生産動向についても緩やかに回復しています。

こうした状況のなか、当社の廃棄物処理事業につきましては、排出事業者の再資源化の推進により、産業廃棄物の搬入量は漸減傾向であるものの、当期から「J P響灘3号地共同埋立事業」を開始し、新規に石炭灰を受け入れたことや産業廃棄物の大口スポット案件が発生したことから、前期を大幅に上回る搬入量となりました。

当期の搬入量は、産業廃棄物・土砂をあわせた自社部門の合計が620千トンで、前期より288千トン(87%)増加しました。同じく受託部門の合計は、191千トンで、前期より14千トン(7%)減少しました。全体では811千トンを受入れ、前期より274千トン(51%)増加しました。

この結果、廃棄物処理収入の合計は、43億48百万円となり、前期より10億24百万円(31%)増加しました。

土地分譲につきましては、前期は3,800平方メートルの分譲契約が成立し、83百万円の売却収入がありましたが、当期の分譲実績はありませんでした。

また、その他事業収入につきましては、太陽光発電事業の売電収入が88百万円、R1号倉庫の賃貸収入が20百万円、土地賃貸収入が81百万円となり、その合計は1億90百万円となり、前期より8百万円(4%)減少しました。

以上により、売上高の合計は45億38百万円となり、前期に比べ9億32百万円(26%)増加しました。

費用面では、販売用土地売上原価の計上がなかったものの、産業廃棄物の搬入量増加に伴う埋立費用及び環境未来税の増加があったことから、売上原価は前期より4億円(19%)増加しました。

経常利益は18億1百万円となり、前期より6億円(50%)増加しました。

特別損失は不要固定資産の撤去及び処分場内の固定資産の除売却により42百万円を計上しました。

以上の結果、当期純利益は12億10百万円となり、前期より2億20百万円(22%)増加し、前期比において増収増益となりました。

区 分		搬 入 量 (トン)			金 額 (千円)			
		第 51 期	第 52 期	前期比	第 51 期	第 52 期	前期比	
廃棄物処理収入	自 社	産業廃棄物	236,322	618,611	+162%	1,999,216	3,164,454	+58%
		土 砂	95,087	1,500	-98%	97,699	681	-99%
		計	331,410	620,111	+87%	2,096,916	3,165,136	+51%
	受 託	産業廃棄物	146,390	139,155	-5%	1,072,551	1,029,759	-4%
		土 砂	1,023	1,150	12%	4,144	4,646	+12%
		一般廃棄物	58,005	50,889	-12%	151,176	149,272	-1%
計	205,419	191,195	-7%	1,227,872	1,183,679	-4%		
合 計		536,829	811,307	+51%	3,324,788	4,348,815	+31%	
販売用土地売上高				—	83,439	—	—	
その他事業収入		—	—	—	198,281	190,183	-4%	
売上高合計		—	—	—	3,606,508	4,538,999	+26%	

自社の土砂搬入量には無料分（第51期は616トン、第52期は5,007トン）は含んでおりません。受託の土砂搬入量には無料分（第51期は0トン、第52期は43,653トン）は含んでおりません。なお、J P響灘3号地共同埋立事業の当期末までの埋立進捗状況は、計画容量5,456千㎡の9%となっています。また、響灘西部3号地高上事業の当期末までの埋立進捗状況は、計画容量4,742千㎡の22%（響灘西部3号地全体計画容量8,418千㎡に対し56%）となっております。

(2) 設備投資等の状況

当期中において実施した設備投資等の主なものは次のとおりであります。

浮棧橋 移設・整備工事	745,536千円
嵩上浸出水集排水設備	231,639千円

(3) 資金調達の状況

必要資金は全額を自己資金により賄いました。

(4) 対処すべき課題

- ・市内企業等の生産活動を支えていくため、適正かつ計画的な廃棄物の受入管理や安全安心な埋立管理を徹底し、地域の環境保全に万全を期した処分場運営を行います。
- ・北九州市と連携を図りながら、北九州港港湾計画における響灘西地区の活性化に向け、港湾関連事業者等を中心とした企業誘致を図り、土地の利活用を推進します。
- ・脱炭素社会の実現に向けて、北九州市グリーン成長戦略に基づいた取り組みを進め、持続可能な成長企業を目指します。
- ・将来の大規模投資を念頭に、強靱で長期安定的な財務体質を形成します。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	第49期	第50期	第51期	第52期
売上高(千円)	2,914,548	3,728,835	3,606,508	4,538,999
経常利益(千円)	827,563	1,225,766	1,200,677	1,801,667
当期純利益(千円)	677,803	866,264	990,861	1,210,930
一株当たり当期純利益(円)	248.18	317.19	362.82	443.40
純資産(千円)	14,587,595	15,451,825	16,436,881	17,645,255
総資産(千円)	15,499,189	16,579,527	17,463,803	18,914,817

(6) 主要な事業内容

響灘地区における廃棄物処理事業

響灘地区における土地の造成分譲事業

(7) 主要な事業所

名 称	所 在 地
本 社	北九州市若松区
響 灘 事 業 所	北九州市若松区
日 明 事 業 所	北九州市小倉北区

(8) 従業員の状況

区 分	従業員数	対前期末増減	平均年齢	平均勤続年数
男 子	31名	増減なし	50.6歳	13.3年
女 子	14名	増減なし	44.2歳	5.5年
計又は平均	45名	増減なし	48.6歳	11.3年

(注) 上記の従業員数には嘱託21名が含まれております。

(9) 主要な借入先及び借入額

記載すべき該当事項はありません。

2. 株式会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数

2,731千株

(2) 当期末株主数

12名

(3) 大株主の状況

株主名	持株数	議決権比率
北九州市	1,340千株	49.06%
福岡県	55	2.01
日本製鉄㈱	322	11.79
AGC㈱	161	5.89
三菱ケミカル㈱	161	5.89
電源開発㈱	161	5.89
日本コークス工業㈱	161	5.89
出光興産㈱	161	5.89
日産自動車㈱	161	5.89
黒崎播磨㈱	24	0.87
㈱みずほ銀行	12	0.43
㈱福岡銀行	12	0.43

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

役 職	担当または主な兼職状況	氏 名
代表取締役社長		古 川 義 彦
代表取締役専務		岩 見 一 朗
常 務 取 締 役	事業部担当	中 村 健 一
取 締 役	北九州市港湾空港局長	佐 溝 圭 太 郎
取 締 役	北九州市環境局長	柴 田 泰 平
取 締 役	日本製鉄㈱九州製鉄所 総務部長	吉 村 公 登
取 締 役	A G C㈱北九州事業所 所長代理	川 原 直 幸
取 締 役	三菱ケミカル㈱九州事業所企画管理部部長	大 原 滋 幸
取 締 役	電源開発㈱若松総合事業所長代理 兼 若松研究所長代理	吉 田 州 伸
常 勤 監 査 役		横 山 耕 一
監 査 役	㈱福岡銀行北九州本部 副本部長	西 村 栄 一
監 査 役	㈱みずほ銀行北九州支店 公金部長	吉 川 武 博

(注1) 監査役3名は全員、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(注2) 令和5年6月30日の第51回株主総会において、古川義彦氏、岩見一朗氏、中村健一氏、佐溝圭太郎氏、柴田泰平氏、池永紳也氏、吉村公登氏、川原直幸氏、石川裕之氏、吉田州伸氏、山南辰己氏の11名が、新たに取締役に選任され就任いたしました。また、同日開催の取締役会において、取締役古川義彦氏が代表取締役社長に、同岩見一朗氏が代表取締役専務に、同中村健一氏が常務取締役に選任され就任いたしました。

(注3) 取締役石川裕之氏は、令和5年9月30日辞任により退任いたしました。

(注4) 令和5年10月1日の臨時株主総会（書面決議）において、大原滋幸氏が新たに取締役に選任され就任いたしました。

(注5) 取締役山南辰己氏、同池永紳也氏の2名は、令和6年3月31日辞任により退任いたしました。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役3名 27,394千円

監査役1名 5,208千円

(注) 上記の報酬額には、当事業年度における役員退職慰労引当金繰入額550千円が含まれております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

会計監査人の報酬等の額 5,500 千円

(注) 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況や報酬見積もりの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第 399 条第 1 項の同意を行なっております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会で決議した事項は次のとおりであります。

内部統制システムの基本方針

当社は、社会から信頼される企業の実現、企業価値の継続的な向上を目指すうえで、会社法第 362 条及び会社法施行規則第 100 条に基づき、以下のとおり当社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という）を整備します。

なお、整備の後は、これを適切に運用するとともに、当システムの継続的改善に努めます。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役会は、定款及び取締役会規則等の規程に基づき、経営上の重要事項について決定を行い、又は報告を受ける。
 - (2) 取締役は、取締役会における決定事項に基づき、各々の職務執行を行い、その状況を取締役に報告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 文書規程に従い、取締役会議事録をはじめとする取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、「文書等」という）に記録し、適切に保存する。
なお、これらの文書等について、取締役及び監査役が常時閲覧できるようにする。
 - (2) 財務情報等の重要な情報についても、法令に定める方法のほか情報公開規程に基づき、適切に開示できるよう努める。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 各部長は、自部門における業務遂行上のリスクの把握・評価（リスクの洗い出し）を行い、そのリスクの軽減等に取り組む。この取組みにあたっては、それぞれの担当部署が自律的に、安全衛生、環境・防災、情報管理及び廃棄物受入管理及び財務報告の信頼性等の面から、リスクチェックを行ったうえで、各々に関連する範囲で作業標準書・作業安全基準に代表される現規程の再チェックや、作業マニュアル等の作成を行い、その提案を受けた総務部が、現規程の改正及び必要な新規規程の作成・整備等、全社的な対応を行う。
 - (2) 新たなリスクが生じた場合及び重要な事項については直ちに常務会及び取締役会に報告し、必要な場合は対応責任者となる取締役を定める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 廃棄物受入事業や土地分譲事業に係る事業計画、経営戦略及び設備投資等の重要な個別執行事項については、経営会議及び常務会等の審議を経て、取締役会において執行決定を行う。取締役会での決定に基づく業務執行は、代表取締役をはじめとする各取締役及び各部長等が遂行する。
 - (2) 業務分掌規程において各部門の業務内容、責任を明記し、各部門を統括管理する取締役からの指揮命令系統を明確化する。

5. 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 従業員は、法令及び規程を遵守し、適正に業務を行う義務を負う。当義務を履行しない従業員については、就業規則に基づき懲戒処分する。
 - (2) 各部長は、自部門において法令及び規程の遵守・徹底を図り、業務上の法令違反行為を未然に防止することなど、自律的にマネジメントを行うことに努めるとともに、法令違反のおそれがある場合には、すみやかに総務部に報告する。報告を受けた総務部は、担当取締役の指示に基づき、状況の改善や違反防止策を制定する等必要な措置を講ずる。
 - (3) 重要な事項については、直ちに常務会及び取締役会に報告する。

6. 当会社及びその企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社は、子会社等から定期的または必要に応じて営業状況及び財務状況等について報告を受ける。
 - (2) 当社は、子会社等の経営に重大な影響を与えるリスクが発生する恐れがある場合には、子会社等と連携し迅速かつ適切に対応する。
 - (3) 子会社等の事業運営に関する重要な事項については、当社の承認を必要とするほか、特に重要な事項については当社取締役会に付議する。
 - (4) 子会社等の取締役等の執行機関にも当社の内部通報規程を準用し、法令違反等の不正行為の早期発見と是正を図る。

7. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項及び当該従業員の取締役からの独立性に関する事項
 - (1) 監査役を補助する従業員については必要に応じて取締役と監査役との協議のうえ選任し、当該従業員は、合理的な範囲で監査役を補助するものとする。
 - (2) 監査役の求めによる当該従業員の職務執行等については、取締役の指揮命令を受けないものとする。
 - (3) 当該従業員の人事異動、人事評価、懲戒処分については、取締役と監査役との協議のうえ実施するものとする。

8. 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制
- (1) 取締役及び従業員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときには、直ちに監査役に報告する。この際、これらの報告をした者に対し、内部通報に関する規程等に基づき、報告したことを理由とする不利な取扱いを行わない。
 - (2) 常勤監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか経営会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は従業員にその説明を求めることとする。
 - (3) 監査役は、会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、意見及び情報の交換を行うなど連携を図る。
 - (4) 監査役の職務執行上必要と認められる費用については、会社が負担する。

9. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、その基本方針に基づき具体的な取り組みを行うとともに、内部統制システムの整備及び運用状況について、継続的にモニタリングを実施し、安全衛生委員会、環境管理委員会にその内容を報告し、重要事項については、常務会及び取締役会に報告しております。また、モニタリングの結果判明した問題点につきましては、是正措置を講じ、継続的な改善と運用に努めております。

(本事業報告に記載の数値は、表示単位未満を切捨てて表示しております。)

第 5 2 期

計 算 書 類

令和 5年4月 1日から
令和 6年3月31日まで

ひびき灘開発株式会社
代表取締役 古川 義彦

貸 借 対 照 表

令和 6年3月31日

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
流動資産	12,052,162,182	流動負債	702,963,235
現金及び預金	6,338,749,120	買掛金	57,678,522
売掛金	410,111,853	未払金	103,580,767
販売用土地	3,752,612,820	未払法人税等	384,119,574
仕掛土地	1,449,091,245	未払消費税等	80,344,300
有価証券	96,980,600	前受金	35,074,936
その他	4,616,544	賞与引当金	18,471,850
		その他	23,693,286
固定資産	6,862,655,672	固定負債	566,599,307
(有形固定資産)	(4,452,847,049)	退職給付引当金	259,310,906
建築物	337,980,110	役員退職慰労引当金	1,100,000
構築物	2,081,984,190	繰延税金負債	228,331,601
機械及び装置	155,914,691	その他	77,856,800
船舶	641,782,241		
工具器具備品	19,360,862	負債合計	1,269,562,542
土地	1,215,824,955		
(無形固定資産)	(28,993,115)	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	15,307,765	科 目	金 額
その他	13,685,350		円
(投資その他の資産)	(2,380,815,508)	株主資本	17,653,141,079
投資有価証券	989,280,001	資本金	1,365,500,000
関係会社出資金	51,000,000	利益剰余金	16,287,641,079
長期貸付金	119,749,761	その他利益剰余金	16,287,641,079
特定災害防止準備積立金	1,216,149,000	特定災害防止準備金	785,571,999
その他	124,386,507	別途積立金	4,000,000,000
貸倒引当金	△ 119,749,761	繰越利益剰余金	11,502,069,080
		評価・換算差額等	△ 7,885,767
		その他有価証券評価差額金	△ 7,885,767
		純資産合計	17,645,255,312
資産合計	18,914,817,854	負債・純資産合計	18,914,817,854

損 益 計 算 書

自 令和 5年4月 1日

至 令和 6年3月31日

科 目	金 額	金 額
	円	円
売 上 高		
廃棄物処理収入	4,348,815,847	
その他事業収入	190,183,223	4,538,999,070
売 上 原 価		
廃棄物処理原価	2,399,031,414	
その他事業原価	62,589,290	2,461,620,704
売 上 総 利 益		2,077,378,366
販売費及び一般管理費		307,514,718
営 業 利 益		1,769,863,648
営 業 外 収 益		
受取利息配当金	2,808,550	
有価証券利息	2,877,373	
貸倒引当金戻入益	839,805	
雑 収 益	27,940,105	34,465,833
営 業 外 費 用		
雑 損 失	2,662,409	2,662,409
経 常 利 益		1,801,667,072
特 別 損 失		
固定資産除売却損	42,457,874	42,457,874
税引前当期純利益		1,759,209,198
法人税、住民税及び事業税	529,963,476	
法人税等調整額	18,315,573	548,279,049
当 期 純 利 益		1,210,930,149

株主資本等変動計算書

自 令和 5年4月 1日
至 令和 6年3月31日

(単位：円)

	株主資本					株主資本合計
	資本金	利益剰余金			利益剰余金合計	
		その他利益剰余金				
		特定災害防止準備金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	1,365,500,000	762,746,401	4,000,000,000	10,313,964,629	15,076,710,930	16,442,210,930
当 期 変 動 額						
特定災害防止準備金の積立		22,825,598		△ 22,825,598	—	—
当 期 純 利 益				1,210,930,149	1,210,930,149	1,210,930,149
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)						
当 期 変 動 額 合 計	—	22,825,598	—	1,188,104,551	1,210,930,149	1,210,930,149
当 期 末 残 高	1,365,500,000	785,571,999	4,000,000,000	11,502,069,080	16,287,641,079	17,633,141,079

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
当 期 首 残 高	△ 5,329,291	△ 5,329,291	16,436,881,639
当 期 変 動 額			
特定災害防止準備金の積立			—
当 期 純 利 益			1,210,930,149
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△ 2,556,476	△ 2,556,476	△ 2,556,476
当 期 変 動 額 合 計	△ 2,556,476	△ 2,556,476	1,208,373,673
当 期 末 残 高	△ 7,885,767	△ 7,885,767	17,645,255,312

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社出資金

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産・・・定率法 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

②無形固定資産・・・定額法 ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金 従業員の賞与の支払いに充てるため、支給見込額のうち当期負担相当額を計上しております。

③退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

④役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

廃棄物に係る収益は、顧客との廃棄物等の埋立処分に関する委託契約書に基づいて埋立処分の実施を行う履行義務を負っております。当該履行義務は、埋立処分が完了した時点で充足される履行義務であり、廃棄物搬入後、処分完了までの期間は短いことから、搬入した時点で収益を認識しております。

土地販売に係る収益は、顧客との不動産売買契約書に基づいて土地を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、土地が引き渡される一時時点で充足されるものであり、当該引き渡し時点において収益を認識しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

3,290,062,453 円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分したものを除く）

短期金銭債務 413,700 円

(3) 前受金のうち、契約負債の金額

26,592,010 円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

3,884,400 円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び数

普通株式

2,731,000 株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

棚卸資産評価減

248,286,781 円

減損損失

457,661,160 円

減価償却超過額

126,748,254 円

退職給付引当金

78,830,515 円

その他

74,576,153 円

繰延税金資産小計

986,102,863 円

評価性引当額

△871,311,062 円

繰延税金資産合計

114,791,801 円

繰延税金負債

特定災害防止準備金

△343,123,402 円

繰延税金負債合計

△343,123,402 円

繰延税金負債の純額

△228,331,601 円

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融資産（債券・預金）で運用しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和6年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 有価証券及び 投資有価証券	1,086,260,600	1,086,260,600	
(2) 長期貸付金（※1）	119,749,761 △119,749,761	—	—
(3) 特定災害防止準備積 立金	1,216,149,000	1,216,149,000	—

(※1) 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから、記載を省略しております。

(1) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

(2) 長期貸付金

時価については、財務内容を勘案し、個別に引当金の計上を行っているため、貸倒見積高を控除した金額をもって時価としております。

(3) 特定災害防止準備積立金

特定災害防止準備積立金は、廃棄物最終処分場に係る埋立処分終了後における維持管理を適正に行うため、都道府県知事が通知した金銭を独立行政法人環境再生保全機構に積み立てることを義務付けられた維持管理積立金です。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」は当該積立金に利息を付すことを定めており、かつ、積立金自体は埋立処分終了後に維持管理を行う場合等には取り戻すことができることから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと判断し、当該帳簿価額によっております。

(注2)

非上場株式（貸借対照表計上額 1 円）及び関係会社出資金（貸借対照表計上額 51,000,000 円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができないため、上記時価の注記には含めておりません。

7. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、響灘地区において、賃貸用の倉庫及び遊休土地を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：円)

貸借対照表計上額	時価
1,003,780,134	2,243,753,551

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

8. 関連当事者との取引に関する注記

主要株主との取引

(単位：円)

種類	名称	議決権の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	北九州市	49.06%	響灘廃棄物処分場及び響灘西地区廃棄物処分場での処分に関する契約書に基づく廃棄物の処分	処分料の納入 (注1)	599,618,247	買掛金	5,772,958
			業務受託	一般廃棄物の埋立処分等業務 (注1)	149,272,623	売掛金	25,919,406
	日本製鉄株式会社	11.79%	埋立処分に関する業務受託	産業廃棄物等の埋立処分業務 (注2)	1,113,992,245	売掛金	116,330,550

(注1) 経費その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が北九州市に対して希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

(注2) 日本製鉄株式会社との産業廃棄物の埋立処分業務に関する価格は、当社との協議により決定しております。その他取引条件は、当社と関係を有しない他社と同様の条件によっております。

9. 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	6,461円09銭
(2) 1株当たり当期純利益	443円40銭

11. その他の注記

(1) 流動資産の「仕掛土地」は、埋立完了後販売可能な状態に至るまでの取得原価を処理する勘定であり、公有水面埋立権の取得価額、廃棄物埋立処分終了時の護岸の未償却残高、地盤改良、道路設置、区画割等の造成に要する費用、その他造成に直接要する人件費その他の経費を処理する勘定であります。

(2) 投資その他の資産の「特定災害防止準備積立金」は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、当社が埋立処分の終了までの期間にわたって每期一定額積立を求められる金額を処理する勘定であります。当該積立金の使用については、処分場の維持管理費用である旨の事前申請等、上記法律による一定の要件が定められています。

なお、維持管理積立金として積み立てた金額に相当する金額以下の金額を「特定災害防止準備金」として積み立てたときは、その積立金は、所得の金額の計算上、損金の額に算入されます（租税特別措置法第56条）。

独立監査人の監査報告書

令和6年5月24日

ひびき灘開発株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

下平 雅和

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ひびき灘開発株式会社の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第52期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役過半数の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について必要に応じて説明を求め、監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(令和3年11月16日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和6年6月3日

ひびき灘開発株式会社 監査役会

常勤監査役

横山耕一 ●

監査役

吉川武博 ●

(注) 常勤監査役横山耕一、監査役吉川武博は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。